

企業、金融機関、行政機関の マイナンバー情報保護措置（1）

保護措置の全体像、漏えいした場合の対応

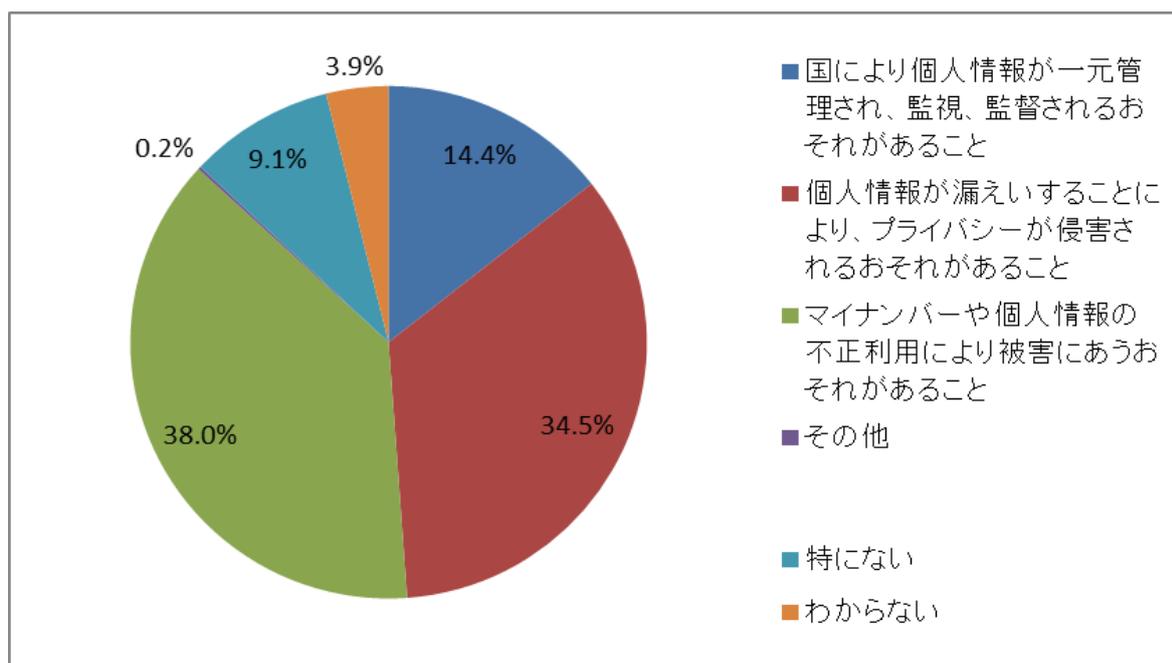
金融調査部
制度調査担当部長 吉井 一洋

マイナンバーに対する国民への懸念に対応するため、マイナンバーだけでは各種の手続きができない仕組みとされている他、各種の保護措置が講じられています。今回は、マイナンバーの保護措置の全体像やマイナンバーが漏えいした場合の対応について解説します。

1. マイナンバーに対する懸念

マイナンバーを付番される個人の立場からすれば、番号が漏えいしないか、悪用されないかといった不安を当然感じるでしょう。2015年7月から8月にかけて内閣府が実施したアンケート調査でも、マイナンバー制度に対する懸念について、下記のような回答が得られています。

図表1 国民のマイナンバーへの懸念（内閣府のアンケート調査）



（出所）内閣府政府広報室「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」（平成27年7月23日～8月2日）に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

そこで、今回から4回（第10回～13回まで）に分けて、マイナンバーに関してどのような保護措置が取られているかを解説します。

2. マイナンバーでは本人確認はできない

まず、最初に重要な点を説明します。それは、マイナンバーだけでは本人確認はできないということです。

マイナンバーの告知・提示が必要な手続きを行う際には、番号の確認と身元確認を厳格に行うことが義務付けられています。この際に提示する書類の中には、通知カードや個人番号カードなど、マイナンバーが記載された書類が含まれています。しかしこれらは、あくまで、告知・提示されたマイナンバーやその他の記載事項が正しいか（個人番号カードの場合は、さらに、告知・提示をしているのが本人であるか）を確認するものであり、記載されているマイナンバーによって、本人であることを確認するわけではありません。本人確認は、あくまで氏名、住所、生年月日、性別、さらには顔写真などが掲載された、法令等で認められた本人確認書類や、公的個人認証などによって行われます（第4回参照）。

したがって、電話などで、本人であることを確認するためにマイナンバーの告知や提供を求められることは、まずありえないと思ってください。もし、そのようなことがあった場合は、番号の告知や提供を求めた側は、番号法上の利用目的違反となります。

マイナンバーだけが漏えいした場合、そのマイナンバーが誰のものかはわかりませんが、マイナンバーと氏名や住所などが一緒に漏えいした場合は誰のマイナンバーかわかってしまいます。その場合、マイナンバーによって本人の情報が名寄せされるリスクは生じます。しかし、マイナンバーだけで本人確認は行えませんし、必要な手続きを行うこともできませんので、マイナンバーによって直ちに本人になりますことは、提示を受けた相手が誤った対応をしない限りは、基本的にはできません。

3. マイナンバーの保護措置の全体像

番号法では、個人の不安に対応するために、個人情報保護法よりも厳格な、マイナンバーの保護を目的とした重層的な措置を講じています。

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| (1) 企業・金融機関・行政機関等における厳格な規制 | |
| ①マイナンバーの利用目的の制限 | ②マイナンバーの収集・提供の制限 |
| ③マイナンバー取得時の厳格な本人確認 | ④マイナンバーの保管の制限・速やかな廃棄 |
| ⑤安全管理措置の義務付け | ⑥事務の委託先・再委託先の監督 |
| (2) 行政機関等の保有するマイナンバー付個人情報の分散管理 | |

- (3) マイナポータルを導入
- (4) 第三者機関としての特定個人情報保護委員会の設置と特定個人情報保護評価の導入
- (5) 罰則の強化

マイナンバーの利用・収集・提供を制限し、取得時には厳格な本人確認を義務付け、不要になった場合には速やかに削除・廃棄を行うこと、不正アクセスの防止も含めた、組織的・人的・物理的・技術的な面での安全管理措置を講じること、事務の委託先・再委託先の監督を求めています。個人の情報がマイナンバーという一つの番号によって、いもづる式に引き出されることがないように、各行政機関ごとでの個人情報の分散管理を維持するとともに、行政機関等が自分に関する情報としてどのような情報をやり取りしているかをチェックできるツールとして、マイナポータルを導入します。また、マイナンバー付の個人情報（特定個人情報）の取扱いを監視・監督する独立性の高い機関としての特定個人情報保護委員会が設置されており、当該機関が企業・金融機関・行政機関等向けの特定個人情報の取扱いに関するガイドラインを定めている他、行政機関等に対しては、当該機関が設定する評価指針に基づき、特定個人情報保護の体制を事前にチェックする特定個人情報保護評価を導入しています。加えて不正や違法な行為に対する罰則を新設・強化しています。

以下では、まず、内閣府のアンケート調査から見て、個人の関心が高いと思われるマイナンバーの漏えいや通知カード・個人番号カードの紛失への対応について説明した後、上記の対応措置について説明します。ただし、(1)の③に関しては本シリーズの第4回から第7回にかけて解説しているので、そちらをご参照ください。(2)は第14回、(3)については第15回で解説します。

4. 漏えい・紛失の場合の対応措置

(1) マイナンバーの漏えいと再交付

企業（事業者）、金融機関、行政機関側は、番号が漏えいした場合は、後述する対応措置を取る必要がある他、その原因によっては刑事罰の対象となりますし、刑事罰の対象にならない場合でも民事上の損害賠償責任は生じ得ます。

一方、マイナンバーが漏えいした場合、そのマイナンバーが付された個人は、市町村長（及び東京23区の区長）に速やかに届け出る必要があります。漏えいしたマイナンバーが不正に利用されるおそれがあると認められる場合は、新たなマイナンバーが付され、通知カードにより通知されることとなります。不正に利用されるおそれがあるケースとしては、下記が挙げられています。

- ・企業、金融機関、行政機関等のマイナンバーを利用する事務において、マイナンバーを本人以外の第三者の利益のために不正に利用する目的で漏えいした場合

- ・詐欺、暴力などでマイナンバーを他人に知られ、当該番号を不正な目的で使用される場合

ただし、漏えいしても、不正に利用されるおそれがあると認められない場合は、新たなマイナンバーは付されません。犯罪性が高い場合などに、新たに付番されるようですが、どのような場合が該当するかは、ケースバイケースで判断されるようです。ちなみに、通知カードが誤って別の世帯に配達されたケースでは、自治体がマイナンバーを変更し、改めて交付する方向で国と調整する旨を公表しているケースもあります。

(2) 通知カードを紛失した場合

通知カードを紛失した場合は、市町村長（及び東京 23 区の区長）に速やかに届け出て、再発行をしてもらう必要があります。紛失した通知カードに記載されているマイナンバーが不正に利用されるおそれがあると認められる場合は、新たなマイナンバーが付されます。盗難などの犯罪性の高いケースではなく、単に紛失したというだけでは、新しいマイナンバーは付されない可能性が高いので、紛失しないように十分注意する必要があります。

(3) 個人番号カードを紛失した場合

個人番号カードを紛失した場合は、コールセンターに連絡すれば、カードの一時停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。コールセンターは、2016年1月1日から24時間、365日受け付けます。ただし、個人番号カードの再発行やマイナンバーの変更の申請は、自分で市区町村に対して行う必要があります。個人番号カードに記載されているマイナンバーが不正に利用されるおそれがあると認められる場合は、マイナンバーを変更できます。例えば、個人番号カードが盗まれて当該個人番号カードが不正に利用される危険性がある場合が、例として挙げられています。単に紛失しただけでは、個人番号カードは再発行できても、マイナンバーは変更できない可能性もありますので、紛失しないよう十分に注意する必要があります。

個人番号カードを取得する際には、暗証番号を設定することとされています。個人番号カードには顔写真が付いており、また暗証番号を入力しないと利用できないことにより、なりすましを防止しています。個人番号カードの偽造やカードからの情報の読み取りを困難とする技術的な工夫がなされています。さらに、ICカードのセキュリティの国際標準である「ISO/IEC15408 認証」を取得しています。

(4) 特定個人情報保護委員会の苦情あっせん相談窓口

特定個人情報保護委員会は、マイナンバーに関する苦情の申し出に対してあっせんを行うため、電話での苦情あっせん相談窓口を設けています。企業、金融機関、行政機関等のマイナン

バーの取扱いへの苦情がある場合、当該窓口で連絡すれば、必要と認められる場合には苦情の内容をその相手方に伝えたり、番号法に反する行為があった場合は同委員会の監督部門にとりついたり、苦情内容を取扱う他の窓口を紹介したり、苦情をめぐって相手方と争いが生じている場合は、そのあっせんを行ったりします。

相談の例としては、企業に苦情を申し立てたが対応してもらえない、企業の対応に不満がある、企業で特定個人情報漏えいしており、自分の情報が流出している可能性がある、番号法で定められた措置がなされず、自分の情報が適正に管理されていない、ある企業で特定個人情報に関する不適切な処理がなされている、などの例が挙げられています。

(次回予告：企業、金融機関、行政機関のマイナンバー情報保護措置(2) 利用・収集・提供・保管の制限と廃棄・削除)

以上